

付 議 第 1 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成 16 年高知県教育委員会規則第 2 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）

（委任事務）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地学校等として指定している学校の廃止に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 月 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県規則第 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の高岡郡の項中

「

津野町	船戸小学校	平成17年2月1日
	中央小学校	”
	東津野中学校	”
	津野町立東津野学校給食センター	”

」

を

「

津野町	中央小学校	平成17年2月1日
	東津野中学校	”
	津野町立東津野学校給食センター	”

」

に改め、同表の2級の高岡郡の項中

「

津野町	郷小学校	平成22年4月1日
	白石小学校	”
四万十町	志和小学校	平成18年3月20日
	打井川小学校	”

」

を

「

四万十町	志和小学校	平成18年3月20日
------	-------	------------

」

に改め、同表の3級の高岡郡の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新

へき地等学校等を指定する規則

(平成 16 年 3 月 30 日教育委員会規則第 2 号)

別表第 1(第 2 条関係)

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村		3 小学校、中学校 及び共同調理場	4 指定日
1 級	略		略	略
	高岡郡	略	略	略
		津野町	中央小学校 東津野中学校 津野町立東津野学校 給食センター	平成 17 年 2 月 1 日 " "
		略	略	略
略		略	略	
2 級	略		略	略
	高岡郡	略	略	略
		四万十町	志和小学校	平成 18 年 3 月 20 日
略		略	略	
3 級	略		略	略
4 級	略		略	略

旧

へき地等学校等を指定する規則

(平成 16 年 3 月 30 日教育委員会規則第 2 号)

別表第 1(第 2 条関係)

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村		3 小学校、中学校 及び共同調理場	4 指定日
1 級	略		略	略
	高岡郡	略	略	略
		津野町	船戸小学校 中央小学校 東津野中学校 津野町立東津野学校 給食センター	平成 17 年 2 月 1 日 " " "
		略	略	略
略		略	略	
2 級	略		略	略
	高岡郡	略	略	略
		津野町	郷小学校 白石小学校	平成 22 年 4 月 1 日 "
		四万十町	志和小学校 打井川小学校	平成 18 年 3 月 20 日 "
略		略	略	
3 級	略		略	略
	高岡郡	四万十町	下津井小学校	平成 18 年 3 月 20 日
4 級	略		略	略

【参考資料】

公立学校の統廃合及び各学校のへき地級の概要は以下のとおりです。

○廃校

市町村名	学校名	へき地級	廃止年月日	統合先	へき地級
室戸市	室戸岬中学校	無級	平成 22 年 3 月 31 日	室戸中学校	無級
津野町	白石小学校	2 級	平成 22 年 3 月 31 日	精華小学校	無級
	船戸小学校	1 級		中央小学校	1 級
	郷小学校	2 級			
四万十町	下津井小学校 (休校中)	3 級	平成 21 年 12 月 21 日	-	-
	打井川小学校 (休校中)	2 級			
宿毛市	田の浦小学校	無級	平成 22 年 3 月 31 日	小筑紫小学校 (新設)	無級
	小筑紫小学校	無級			